2015年度 縮刷版

第 219 号	利用した覚えのない請求は支払わずに無視しましょう!
第 220 号	断ったのに高額な「皇室」の本が送られてきた
第 221 号	電子レンジ 食品の加熱しすぎや庫内の汚れに気をつけて
第 222 号	歌手の動画を見るつもりが、アダルトサイトから登録料金の 請求
第 223 号	粗品をきっかけに通っていたら、2カ月間で500万円の契約
第 224 号	日本年金機構の個人情報流出に便乗した電話に注意
第 225 号	消費生活相談は「188」へ!
第 226 号	長期間使用している家電の発火に注意
第 227 号	インターネットでの旅行申し込みはよく確認を
第 228 号	衣服のすそ踏み 思いがけないけがに注意
第 229 号	物干しざおに10万円! 移動販売に注意
第 230 号	国勢調査の調査員が直接電話で質問することはありません
第 231 号	安くなるはずの電話料金が 2.5 倍に IP電話の契約
第 232 号	150万円払ったのに…台風で壊れた屋根の修理が未着工
第 233 号	古銭の購入 「名前を貸して」などと持ちかける電話は詐欺
第 234 号	脚立からの転落、高齢者は特に注意を!!
第 235 号	マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意
第 236 号	電気ストーブを使用中の火災に注意!
第 237 号	染毛剤による皮膚炎が起きています
第 238 号	受け渡し時には確認を クリーニングトラブル防止のために
第 239 号	市販薬で副作用 すぐに飲むのをやめて相談を
第 240 号	安価なミシンを買うつもりが、予想外な高額ミシンに
第 241 号	低温やけどにご用心 見た目より重症の場合も
第 242 号	音声ガイダンスを利用した架空請求に気をつけて
第 243 号	電力小売り全面自由化 便乗商法に注意して
第 244 号	知人から誘われ投資したが、元金も戻ってこない
第 245 号	葬儀の料金トラブルに気をつけて
第 246 号	光回線サービスの乗り換えは慎重に
第 247 号	3千円のエアコン洗浄を頼んだら、高額な別作業も追加する ことに…
第 248 号	体調が悪化することも! 家庭用電気マッサージ器の使用で危害



未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンにメールが届いた。「滞納しているインターネット接続回線と有料サイト利用料の請求」とのことだが、利用した覚えがない。

「期日までに

連絡しないと、法的 手段に訴える」と 書いてある。業者 には連絡していないが、どうしたら よいか。

(80歳代 男性)



利用した覚えのない請求は支払わずに無視しましょう!



- ●パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を 請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- ●「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- ●「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- ●支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

数日前、高齢の母が「昭和50年代の天皇家のことが分かる楽しい本があるので買いませんか。値段は3万6千円です」と電話で勧誘

母は「新聞 や本も読めず興味ありません」と**断った**が、宅配便で**皇室**に 関する**書籍が送付** され、**受け取って** しまった。

(当事者:80歳代 女性)



断ったのに高額な 「皇室」の本が送られてきた



- ●注文や承諾をしていない商品が届いても、受け取る義務も支払う義務もありません。宅配業者に「受け取りません」と伝え、受け取り拒否をしましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑はかかりません。
- ●「確認が取れない荷物は受け取らない」というルールを、 家族で作っておくのも一つの方法です。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等 にご相談ください。

焼き芋を作ろうとサツマイモを皿 に載せ、ラップをかけないまま 700W・7分間の設定で**加熱**した

5分ほど

経ったときに突然発火 し、**庫内**から**煙**が出

てきた。

(60歳代 女性)



電子レンジ 食品の加熱しすぎや 重内の汚れに気をつけて



- ●食品が少量の場合や、根菜類などの水分が少なめの食品では、思った より短時間で加熱が進み、食品の発煙・発火が起きることがありま す。取扱説明書をよく読み、分からない場合には自動での加熱を避 け、短時間ずつ様子を見ながら加熱しましょう。
- ●電子レンジの庫内に食品カスが付着していたり汚れが蓄積したりし ていると、それが原因となり、突然、発煙・発火することがあります。 日ごろからこまめに手入れを行い、汚れはその都度拭き取ることが 大切です。
- ●発煙・発火したときは、動作を停止させて電源プラグを抜き、扉を開 けずに煙や火が収まるのを待ちましょう。

タブレット端末で、歌手の動画を見ようとしたら、年齢確認ボタンを押したことになっていて、突然、アダルトサイトの会員登録完了の画面になった。 「誤操作の方は24時間以内に連絡す

るように」との

表記があったので、電話をしたところ、「すでに登録は完了している。登録料9万9千円の支払い義務がある」と言われた。

(60歳代 男性)



歌手の動画を見るつもりが、アダルトサイトから登録料金の請求



- ●アダルトサイトには不用意にアクセスしないことが一番ですが、別のサイトや広告からアダルトサイトに誘導され、いきなり登録となるケースがあります。
- ●「誤操作の方はこちら」「退会はこちら」などと電話をかけるよう誘導されることがありますが、決して連絡してはいけません。これは電話をさせることが目的で、高額な請求をされたり、個人情報が知られたりする危険性があります。
- ●お金を払うと取り戻すことは困難です。すぐに、お住まいの 自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

「商品の宣伝を聞いて無料で商品がもらえる」と知人に誘われ会場に出かけた。販売員の話が楽しく何度か通っていたら、2カ月の間に、布団や磁気治療器、下着などの購入を次々に勧められ契約してしまった。自分だけ小

部屋に呼ばれて勧誘されたり、「あなたのため」など

と言われたりして、断りきれず買ったこ

ともある。購入時は頭金の支払いだけなので、高額だという意識はなかったが、「場所を移転する。残額を支払って」と言われ初めて、総額が500万円以上だと分かった。生命保険を解約し、貯蓄と併せて支払った。商品を返品するので返金してほしい。(80歳代 女性)



粗品をきっかけに通っていたら、2カ月間で500万円の契約



- ●「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にひかれて、数カ月も会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまう、新たな手口のSF商法(催眠商法)の相談が寄せられています。
- ●個別に声をかけられ勧誘を受けると断るのが難しくなります。粗品や楽しい話につられて会場に近づかないことが第一です。
- ●長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手口です。 家族や周りの人も気を配りましょう。
- ●困ったときには、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談く ださい。

クライン ファイン 見守り 新鮮情報

消費生活センターを名乗る人から電話があり「年金の個人情報が流出してあり、空き巣に入られるケースが増えている。あなたの情報が新聞に全部

書いてある。

消費生活センターなら 無料で削除することができる」と言われたので、「あやしい」と思い、こちらから電話を切った。

(70歳代 女性)



日本年金機構の個人情報流出に便乗した電話に注意



- ●「あなたの年金情報が流出している」「流出した年金情報を 削除できる」などといった不審な電話や勧誘があっても、 相手にせずすぐに電話を切ってください。
- ●この件に関して、日本年金機構や消費者庁、国民生活センター、消費生活センター等の職員から消費者へ電話やメールで連絡をすることはありません。
- ●少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の**消費 生活センター**等にご相談ください。

悪質商法等による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは「消費者ホットライン=局番なしの『188』」を

ご利用ください。

「188」へ電話をすると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。

※ホットラインが利用できない方には、 各自治体の相談窓口では来所相談等 を行っている場合があります。 詳しくはお住まいの市区町村におた ずねください。



消費生活相談は「188」へ!



- ●「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。(ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。)
- ●お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- ●自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。 後から連絡する場合に役立ちます。
- ●消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「**消費者ホットライン**」を利用しましょう。

事例1 10年以上前に購入した扇風機

を深夜に使用した。1時間後、たまたま目が 覚めて扇風機を見たら、**モーター部分**から **火を噴いて**いた。 (60歳代 男性)

事例2 30年前

に購入したルーム エアコンを送風機能で使ったら、送風口から黒煙が出た。その後、エアコンの下部から、火が出たので水をかけて消した。

(70歳代 女性)



長期間使用している家電の発火に注意



- ●家電製品等は長期間の使用や保有による経年劣化で、発煙や発火などの危険な状態が起きることがあります。不具合が発生したら、使用をやめてコンセントから電源プラグを抜き、販売店やメーカーに相談しましょう。
- ●同じ製品でも、使用状況や環境により劣化が早く進む場合があります。電源コードや家電製品のまわりは、こまめに 掃除して自分でもチェックしましょう。
- ●部品の保有期間が過ぎると修理はできなくなります。家電製品は修理をすれば永久に使えるわけではありません。

インターネットで格安航空券を検索し、旅行会社のサイトから大人二人分を申し込み、6万円を振り込んだ。航空券は出発の3日前に届く約束だったが、旅

届かず、旅行業者に何度も電話をしているが誰も出ない。しかたなく、直接航空会社に確認したところ、「予約はあるが業者からの入金がないため発券でない」と言われた。

(70歳代 男性)



インターネットでの 旅行申し込みはよく確認を

ひとこと助言

●旅行予約サイトでの予約は手軽で便利ですが、何かあった際に連絡が 取れない等のトラブルも起きています。



- ●対面での説明がないため、諸条件や規約等は自分で確認する必要があります。利用する際は、旅行業登録の有無、受付・問い合わせ体制、旅行の契約条件をよく確認しましょう。
- ●旅行業の登録業者であれば、倒産などで契約した内容が実行されない場合、保証金制度により支払ったお金が戻って来る場合もあります。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

事例1 くるぶし丈のスカートをはいて階段を上がるとき、スカートのすそを踏んで前に転んで手をついた。 (70歳代 女性)

事例2 駅で電車に乗ろうと改札から駆け出したところ、**ズボン**のすそを踏んでしまい

前のめりに**転倒**した。メガネガホームに当 たって壊れ、顔に強く当たり、<mark>顔</mark>が少し

切れた。 (60歳代 男性)

事例3 夜中にトイレに行こうとしてパジャマのすそを踏み、タンスの角に額をぶつけ出血し、病院に行った。

(70歳代 男性)

衣服のすそ踏み 思いがけないけがに注意



- ●ズボンやスカート等を購入する際は、必ず試着をして長さを確認し、 サイズの合ったものを着用しましょう。
- ●体重の変化により、知らないうちに衣服がゆるくなりすそを引きずっていることもあります。こまめに調整することが大切です。特にパジャマのゴムは緩みやすいので注意しましょう。
- ●高齢者の事故では、転倒事故が多く、悪くすれば、転倒により骨折、 長期入院、そして寝たきりになることも予想されます。転倒の危険 を避けるため、日常生活でこまめに体を動かし、体力、注意力やバラ ンス機能の維持を心がけるとともに、健康にも気をつけましょう。

物干しざおの移動販売のアナウンスが聞こえたので、呼び止めた。「昔の値段で売ってます」と言うので、常識的な価格だろうと思い、3本を注文した。その後、自宅用に合わせた長さに切った物干しざお

を持ってきて、3本で約 13万円を請求された。 驚いて抗議したが「切っ てしまったから返品 できない」と言われた。 交渉して約9万円に下 がったので仕方なく 払った。(70歳代 女性)



物干しざおに10万円! 移動販売に注意



- ●物干しざおの移動販売では、市価の数倍もの金額を請求し、威圧的な態度で支払いを強要するケースなどが見られます。
- ●クーリング・オフが出来るケースがほとんどですが、領収証が渡されなかったり連絡先が架空だったりするため、業者との返金交渉は極めて困難です。せめて、車のナンバーだけでも控えるようにしましょう。
- ●購入前には、「1本○○円ですね」「○○円以上の支払いはありませんね」 などとはっきり価格を確認し、納得できない場合は、断りましょう。
- ●すごまれて恐怖を感じた場合は、近所の人や警察に助けを求めましょう。
- ●不審に思ったら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相 談ください。

自宅に国勢調査を名乗った電話 があり、「一人暮らしか、国民年金 か厚生年金か、証券はあるか、貯蓄 は1千万円以上

あるか」などを**聞かれる** ままに**答えてしまった**。

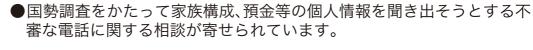
国勢調査はこのように

電話で質問するのか?

(70歳代 女性)



国勢調査の 調査員が直接電話で 質問することはありません





- ●国勢調査では、預金額、収入など財産に関する質問事項はありません。また、直接、調査員が電話やメールで個人の情報を聞くことはありません。
- ●不審な電話があったときは、お住まいの都道府県の統計主管課や自治体の消費生活センター等にご相談ください。
- *平成27年の国勢調査は9月10日から、調査員証を携帯した調査員が「インターネット回答の利用案内」を全世帯に配布します。また、期限までに回答がなかった世帯には、9月26日から紙の調査票を配布する方法で行います。

「IP電話に変更すれば電話料金が安くなる。工事費用も工事後に返金する」という勧誘電話があった。年金生活なので、安くなるなら助かると思い承諾した。その後、工事費用は返金された

が、毎月の電話料金がこれまでの

2.5倍になり驚いた。契約書を息子に見てもらうと、 インターネット接続サービスも契約していることが分かった。パソコンを持っていないので不要な契約だ。説明と違うので納得できない。 (80歳代 女性)



安くなるはずの電話料金が 2.5倍に IP電話の契約



- ●IP電話はインターネット回線を利用するサービスのため、勧誘事業者を通じて、光回線、プロバイダ、その他オプションサービス等を同時に契約することが多く見られます。
- ●さらに、IP電話に変更したことにより、これまで利用できていた 緊急通報サービスなどが使えなくなる場合もあります。
- ●勧誘されても、その場で返事をせずに、家族などと一緒に契 約内容や1カ月の支払総額、解約条件などを確認しましょう。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

台風で屋根が壊れたので、電話帳で見つけた業者へ修理を依頼した。 業者はすぐに来て、屋根にブルーシートを掛ける応急処置を行っ



た。その際「瓦のままでは重いので新しい屋根にしたほうが良い」と言われ、費用の半額である150万円を振り込んだが、4カ月経っても工事が始まらない。

(60歳代 女性)

150万円払ったのに… 台風で壊れた屋根の修理が未着工



- ●災害による被害で、住宅の修理などが必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で契約しましょう。
- ●住宅の損傷について、業者に不安なことを言われても、本当にその工事を 行う必要があるかどうか、慎重に検討しましょう。
- ●高額な費用の前払いは避け、できるだけ完成後の支払いを主とした契約にしましょう。
- ●台風や、大雪・地震などの自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談ください(消費者ホットライン188)。

(D)

「パンフレットが届いているはずだが、届いた人に古銭を購入できる権利がある。買いたい人がいるので名前を貸してほしい」と電話で業者から持ちかけられ了承した。ところが、再び業者から「実は名前を貸した行為は違法で、このままだと訴えられる。今ならお金

を払えば穏便に解決できる、お

金は後で返す」と電話があり、 怖いので最初に50万円、数 日後に300万円を指示され るまま業者へ宅配便で送っ たところ、業者と連絡が取れ なくなった。(80歳代 女性)

古銭の購入「名前を貸して」などと持ちかける電話は詐欺



- ●「名前を貸して」「代わりに買って」などと持ちかける不審な電話があった場合は、相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ●「名前を貸した行為は違法であり、それを免れるためにお金が必要」などと脅されても、無視しましょう。お金を宅配便等で送ることは違法です。
- ●少しでも疑問や不安を感じたら、お金を払う前にお住まいの自治体の 消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)。
- ●いったん電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話は出ないで、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。

事例1

自宅の**庭木**のせん**定**のため、**脚立にまたがって**作業していたところ、転落し**肋骨を折った**。 (80歳代 男性)

事例2

5段の脚立の3段目に 乗ったまま、押し入れ から取り出した荷物を テーブルに載せようと したところ、バランス を崩して転落し足を 骨折。1カ月入院した。

(80歳代 女性)



脚立からの転落、 高齢者は特に注意を!!



- ●脚立から転落して大けがを負ったり後遺症が残ったりする事故が 起きています。頭部を強打し、死亡に至ったケースもあります。特 に高齢者は転倒によって骨折しやすく、それをきっかけに寝たき りになることもあるので注意しましょう。
- ●「天板をまたいで、あるいは天板の上に乗って作業をする」「荷物を 持ったまま昇り降りする」などは危険ですのでやめましょう。
- ●バランスを崩したり滑ったりしたケースが半数を占めています。 段差や凸凹のない、平坦な場所で使用することも大切です。

事例1 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。 (60歳代 女性)

事例2 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思った。
(70歳代 男性)



マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意



- ●マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- ●不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- ●万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- ●少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

*なお、マイナンバー制度の問い合わせは、内閣府のマイナンバー専用コールセンター0570-20-0178で受け付けています。

就寝中に寝返りを打った際、 足元付近に置いていた**衣類**が 電気ストーブに接触し出火

した。初期消火を試みたが消火できず、逃げ遅れて

死亡した。

(80歳代 女性)



電気ストーブを 使用中の火災に注意!



- ●例年、12月からストーブによる火災が急増します。電気ストーブ類は、炎が出ていないため安全に見えますが、熱があるので火災の危険があります。
- ●ストーブの近くに布団・衣類や雑誌などがあると接触して出火する危険があります。ストーブの周囲には物を置かないことが大切です。
- ●寝るときや、その場を離れるときは、必ずスイッチを切るようにしましょう。 使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておくことも予防に つながります。
- *「電気ストーブ類」とは、電気ストーブ、カーボンヒータ、ハロゲンヒータ、 温風機を含みます。

/ 見守り 新鮮情報

同じ**染毛剤**を使ってすでに2回 毛染めをしている。自宅で**3度目**

に使用

したところ、

目が開かないほど**顔面が**腫れ、1週間仕事を休んだ。メーカーに相談すると、セルフテストをしたかと聞かれたが、説明書の字が小さくて内容を判読できなかった。(60歳代 男性)



染毛剤による 皮膚炎が起きています



- ●ヘアカラーリング剤のうち、医薬部外品である酸化染毛剤(ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め等と呼ばれる)は、その主成分でアレルギー性の皮膚炎を起こしやすいことが知られています。
- ●軽微なかゆみや痛みを無視して、毛染めを続けるうちに、重篤な症状が現れることもあります。染毛剤を使用する際には必ず毎回、事前にセルフテスト(商品には「皮膚アレルギー試験(パッチテスト)」と記載)を行うことが大切です。
- ●これまで染毛剤を使用して異常を感じたことのない人でも、突然アレルギーを起こすことがあります。異常を感じた場合は、すぐに使用をやめ、医療機関を受診しましょう。

2カ月前に**礼服**をクリーニングに出した際、**特殊なボタン**がついているので特別な処理を頼んだ。その後、礼服を**受け取った**

が、しばらく

着ないで置

いておいた。法事があり、礼服を取り出したところボタンが一つ壊れていたので、クリーニング店に苦情を申し出たが、受け取りから1カ月以内しか補償しないと言われた。(70歳代 女性)

受け渡い寺には確認しよう!



受け渡し時には確認を クリーニングトラブル防止のために

ひとこと助言



- ●クリーニングでは、シミ、変色、紛失等の相談が寄せられています。衣類は着用、クリーニングする度に徐々に劣化します。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。
- ●クリーニングを出すとき、受けとるときには、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。
- ●クリーニング業界ではトラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」 を作成していますが、この基準はSマークやLDマークのある店舗に適用されます。独自の基準を設けている店もあります。利用する店舗のルールを確認することも大切です。
- ●困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

*Sマーク(「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店)、LDマーク(クリーニング生活衛生同業組合の加盟店)。



ドラッグストアで購入した **風邪薬**を服用した。

夜になり、全身に じんましんが出て、 目、唇がただれるほど 腫れ上がった。

(70歳代 男性)



市販薬で副作用 すぐに飲むのをやめて相談を

ひとこと助言



- ●薬局やドラッグストアなどで購入できる風邪薬などの一般医薬品でも、副作用が起きた事例が報告されています。なかには、死に至るまたは後遺症が残るような重篤なケースもあります。
- ●医薬品を購入するときは、アレルギーの有無や副作用の経験、持病及び併用している薬を薬剤師や登録販売者に伝えましょう。
- ●医薬品を飲む前に説明書を読み、飲んで異常を感じたら、すぐに薬を飲むのをやめて、医師や薬剤師に相談してください。
- ●医薬品医療機器総合機構では医薬品や副作用被害の救済制度について問い合わせを受け付けています。

「医薬品に関する相談:電話番号:03-3506-9457」「医薬品副作用被害救済制度:電話番号:0120-149-931」 いずれも、受付時間:月曜日~金曜日 < 祝日・年末年始を除く>午前9時~午後5時

折り込み広告に約1万円のミシンが載っていたので、販売店に電話をして来訪してもらった。「もっと簡単で良いミシンも持ってきたので見てほしい」と言われ、そのミシンで刺繍などをデモン

ストレーションしてくれたが、

価格が30万円だと聞き驚いて断った。しかし、値引きすると言われ、3時間以上も丁寧に説明してもらったこともあり、断りきれず頭金を支払ってしまった。

(80歳代 女性)



安価なミシンを買うつもりが、 予想外な高額ミシンに



- ●広告に掲載されている安いミシンの問い合わせをしたら、来訪した業者から別の高額なミシンの契約させられることがあります。目的以外のものを勧められても、必要なければきっぱり断ることが大切です。
- ●特に業者などが室内に入る場合は、断りにくい状況にもなりがちです。 なるべく家族や周りの人につきそってもらい、一人で対応しないようにしましょう。
- ●来訪を要請した場合でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

事例1 こたつで就寝し朝起きると、足の指から出血しており、やけどに気づいた。 左足の親指と人差し指を切断し、中指は皮膚移植を行うほどの重症だった。

(70歳代 男性)

事例2 腰にカイロを貼り、電気

毛布のスイッチを付けたまま

就寝した。翌朝カイロをはが

すと「痛がゆさ」があった

ので、皮膚科を受診したところ、皮がむけており

皮膚の深い部分まで**やけど**をしていると言われた。

(70歳代 女性)



低温やけどにご用心 見た目より重症の場合も



- ●カイロやこたつ、電気毛布など、暖かく感じる程度の温度でも、長時間皮膚が接することによって「低温やけど」が起きます。高齢者は若年者に比べて皮膚が薄く、運動機能や感覚機能が低下しているため、重症となりやすく、特に注意が必要です。
- ●低温やけどを防ぐためには、長時間同じ部位を温めないことが重要です。
- ●低温やけどは痛みも少なく、一見軽そうに見えますが、見た目より重症の場合があります。早めに医療機関を受診しましょう。

携帯電話に着信があったので、かけ直す と「動画コンテンツに登録し料金を滞納 している。支払わなければ民事訴訟を起

こす」という **音声ガイダ**

ンスが流れた。「料金を知りたい方は1を、心当たりのない人は2を」と言われたので「2」を押したところ、電話が繋がり、いきなり名前を聞かれた。そこで、先方の名前を尋ねたら電話を切られた。電話の内容に心当たりがない。 (70歳代 男性)



音声ガイダンスを利用した 架空請求に気をつけて



- ●非通知や見知らぬ電話番号に出たり、かけ直したりしないようにしましょう。
- ●「訴訟を起こす」などと言われ不安になっても、決して金銭の要求に応じてはいけません。覚えのない請求は無視しましょう。
- ●他にも、音声ガイダンスを使って、公共機関名をかたったり、給付金等の支給などといって個人情報を取得しようとする手口もあります。 疑問や不安を感じたとき、相手には連絡せず、まずお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)。

「2016年4月に電力料金が自由化になる。その前に太陽光発電システムを設置し、電気を売電すれば儲かる」と電話があり、自宅で業者の説明を聞いた。設置料金は200万円ほどで、ロー

ンを組むと**月々1万** 円の支払いという。 しかし、説明通りの売 電金額が約束されてい 年金暮らしの自分が ローンを抱えること にも不安になった。

(60歳代 男性)



電力小売り全面自由化便乗商法に注意して



- ●電力の小売り全面自由化を口実にして、太陽光発電システムや、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。
- ●電力の契約は地域ごとの電力会社との契約でしたが、2016年 4月からは小売り自由化により、多様な業種や業態の事業者の 中から契約を選択できるようになり、今後さまざまな勧誘が 行われることが予想されます。
- ●電力小売り自由化に関しては、制度や条件などをしっかり情報収集し、よく理解しておくことが必要です。
- ●不安に思ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター** 等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

約1年前、知人に「率の良い投資がある」と勧められた。投資先は外国で、短期間で配当が支払われるので投資額がわずかな期間で倍になるという。さらに、人を紹介すると、紹介料も支払われる

とのこと。説明を信じ、 紹介者の個人口座に 150万円振り込ん だ。当初、配当は振り込 まれたが、その後資と はなった。投資と をす、紹介者とも連絡が 取れない。

(80歳代 男性)



知人から誘われ投資したが、 元金も戻ってこない



- ●リスクのない投資はほとんどありません。内容や仕組みを理解できない場合は、契約をしないことが重要です。 うまい話はありません。
- ●親しい友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、 断る勇気も必要です。自身も友人を勧誘することによ り、その人との関係を壊してしまうこともあります。
- ●少しでも不安に思ったら、お金を支払う前に、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

義父が突然亡くなり、病院からすぐに 遺体を引き取るように言われ、電話帳に広 告を出している葬儀社へ連絡した。遺体を 運んでもらうとそのまま葬儀プランにつ いて話し合った。「家族葬でお願いした

い」と伝えたが、一般葬を 強く勧められ、最後は精 神的な疲れもあり、根 負けして約150万円

の契約をした。葬儀は 終わったが、**お金が** なく費用を支払う ことが出来ない。

(60歳代 女性)



葬儀の料金トラブルに気をつけて



- ●葬儀は突然必要になる上、身近な人との死別の悲しみにより、冷静に対応することが難しい状況にあります。また、葬儀で提供されるサービスは種類も複雑であるため、業者との打ち合わせは親族などと複数で行うことが大切です。
- ●見積書の請求に応じ、丁寧な説明をしてくれる葬儀会社を選びましょう。 葬儀会社に予算や希望ははっきりと伝え、納得できるまで相談や打ち合 わせを行います。特に、参列者の人数によって増減する項目には注意が必 要です。
- ●もしものときに慌てることのないように、可能であれば、生前に家族と相談し、葬儀について情報収集しておけば、冷静に対応できます。
- ●困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

大手電話会社を名乗り「新サービスです」と電話がかかってきたので、長年契約している会社だと思って話を聞いた。光回線サービスの利用料が安くなると思い、担当者に言われるまま転

用承諾番号をインターネットで取得し、伝えた。しかし、届いた登録完了通知を見たら、大手電話会社とは別会社との契約であることが分かった。解約したい。(60歳代 男性)



光回線サービスの 乗り換えは慎重に



- ●NTT東日本とNTT西日本(NTT東西)が光回線サービスの卸売を開始し、 多くの事業者が光回線だけでなく、独自サービス等をセットにして販売す るなど、契約内容が多様化、複雑化しています。
- ●勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名等の契約内容を確認しましょう。NTT東西から他の事業者に乗り換える場合は、転用承諾番号の取得が必要で、NTT東西との契約はなくなります。
- ●「安くなる」などと言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりする場合があります。現在の契約内容を理解した上で検討しましょう。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください (消費者ホットライン188)。

「3千円でエアコンの洗浄をします」と電話があったので依頼した。作業終了後、担当者に「風呂掃除が大変だ」と話したら、「汚れ防止のコーティングをす

れば楽

だ」と勧められた。「1カ月6千円の支払い」と言われ、60回払いのクサント契約をし、作業わらをといる。後で契約書をよがわるで契約書をよがい総額であり、安易だったと後悔している。(60歳代)



3千円のエアコン洗浄を頼んだら、高額な別作業も追加することに…



- ●低価格だから頼んだのに、作業後に高額な別契約を追加する ことになったという相談が寄せられています。追加の契約は その場では決めず、本当に必要かどうか検討しましょう。
- ●特に業者が室内に入る場合は、断りにくい状況になりがちです。なるべく家族や周りの人につきそってもらい、一人で対応しないようにしましょう。
- ●契約してしまっても、クーリング・オフ等ができる可能性があります。できるだけ早めに、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

腰痛持ちなので、腰に良いと宣伝していたマッサージチェアを購入した。1日に数回、初期設定のままで8日間、全身をマッサージした

(80歳代 女性)



体調が悪化することも! 家庭用電気マッサージ器 の使用で危害



- ●使用が禁止されている疾病等があるので購入時や使 う前には販売店、医師に確認しましょう。
- ●使用する前に取扱説明書をよく読み、まず弱い刺激から始めましょう。使用中に異常や危険を感じたときに直ちに停止できるよう必ずリモコンを近く置いておくことも大切です。
- ●使用中に体の異常を感じたら、医療機関に相談しましょう。